

第2四半期分

大阪港湾局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方/ 住所	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大正区鶴町基地上架 設備緊急補修工事	土木一式工 事	大正区	株式会社ガルフコ ンストラクター	6,248,000	R6.8.8	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第5号	K9	-

随意契約理由書

1 案件名称

大正区鶴町基地上架設備緊急補修工事

2 契約の相手方

株式会社ガルフコンストラクター

3 随意契約理由

本緊急補修工事は、鶴町基地の船舶修繕施設である上架設備を補修するものである。

1号上架台での船舶定期整備が完了し、下架する際に船舶を搭載した台車が途中で停止し、下架できない事態が発生した。

当事象の原因追及のため、海上保全担当による潜水調査の結果、鋼製レールが腐食等により著しく損傷しており、台車の車輪が接する箇所に凹凸や減肉が発見された。

現状、該当上架台を使用することができず、計画的に実施している船舶修繕が不可能な状況にある。

機械担当にて実施している修繕対象は、大阪港湾局の船舶だけではなく、建設局の渡船や河川維持船、環境局の引船や水面清掃船であり、計画的に修繕工程を実行できなければ、市民サービスができなくなり、自局、他局共に多大な不利益が生じることとなる。

上記業者は本工事を施工する能力を有し、かつ同種工事を近隣地区にて現在施工中であり、短期間で機材の調達及び作業員の確保ができることから、速やかな復旧が可能であるため、随意契約するものである。

4 現在施工中の同種工事

此花区常吉岸壁補修工事（上部工）（その2）

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

6 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（設計）